

第 3 号議案

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する 条例の制定について

亀岡市庁舎使用料条例（平成 2 年亀岡市条例第 1 4 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 6 月 2 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例

亀岡市庁舎使用料条例（平成 2 年亀岡市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

建物使用料	1 年	固定資産評価基準により算定した額に 1 0 0 分の 6 を乗じた額に 1 0 0 分の 1 0 8 を乗じ土地使用料を加算した額
-------	-----	---

」

を

「

建物使用料	1 年	固定資産評価基準により算定した額に 1 0 0 分の 6 を乗じた額に 1 0 0 分の 1 0 8 を乗じ土地使用料を加算した額
駐車場使用料	1 月ごとに つき 1 台	5, 000 円

」

に改め、同表備考第7号中「使用料」の次に「並びに施設管理費用」を加える。

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市庁舎の目的外使用料について、新たに駐車場使用料を設定すること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成26年8月1日から施行すること。